各位

アマチュア資格規則に関する告知

スポンサー競技または主催競技における成績に対する支払いや報酬について

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御 礼申し上げます。

さて、アマチュア資格規則のガイダンスノートが2024年12月に改訂され、契約・合意に関する内容の一部が改訂されましたので、下記にその内容について説明をさせていただきます。なお、この改訂はすでに契約・合意されている内容には適用されず、2025年4月1日以降に締結される契約・合意に適用されます。

敬具

記

2022年にアマチュア資格規則が改訂され、現在、アマチュアは企業等とスポンサー契約をすることができ、その契約内容や、契約金その他の支払や報酬の額ついても制限はありません。

しかしながら、2024年12月に改訂されましたアマチュア資格規則のガイダンスノートの改訂により、アマチュアと契約・合意をしているスポンサーが主催する競技において、そのアマチュアがそのスポンサーから受け取ることができる支払いや報酬については規則3「賞」の限度額(10万円まで)が適用されます。

例えば、アマチュアが A 社とスポンサー契約をしている場合、A 社が主催、または協賛する競技でプレーした成績(優勝、予選通過など)に対して A 社から規則3「賞」の限度額を超える支払いや報酬を受け取る契約・合意を締結し、それらを受け取った場合、アマチュア資格を喪失することになります。

このガイダンスの目的は、競技の賞として10万円を超える賞金を受け取ることができない プレーヤーにその競技を主催、協賛するスポンサーが成果報酬やインセンティブとして別 途、支払いや報酬を与える契約・合意をして、規則3の賞の限度額の規定の裏をかくことを 防ぐことにあります。

一方で、スポンサーが主催や協賛している競技のみの成績ではなく、別の競技、年間最優秀 賞や、ポイントランキングの上位に入ったことなどシーズンを通じた成果に対しての支払 いや報酬を受け取ることについては規則3「賞」に基づく制限はありません。

例えば、アマチュアが A 社とスポンサー契約をしている場合、A 社以外が主催・協賛する競技で優勝した場合、成果報酬として100万円を支払う契約を A 社と締結し、その報酬を受け取ることはアマチュア資格規則に抵触しません。あるいは、2025年アマチュア最優秀選手賞や、ランキング1位になったプレーヤーに100万円の支払いをする契約・合意を締結し、100万円を受け取ることはアマチュア資格規則に抵触しません。

【アマチュア資格規則ガイダンスノート該当箇所全文】

そのイベントでの成績に関連してイベントスポンサーや主催者によって提供される報酬 アマチュアゴルファーは、契約や合意の一部として、あるいは製品やサービスを宣伝または 販売するために自分の氏名、肖像、名声を物やサービスの宣伝や販売のために使用したり、 その使用を許可することに対して支払いや報酬を受け取ることができるが、「賞の受領(規 則3の賞の限度額が適用される)」と「契約やスポンサーシップ契約からの報酬の受領」と の区別は維持されなければならない。

・ 例えば、アマチュアゴルファーが参加している競技会のスポンサーあるいは主催者である会社から資金援助(スポンサード)を受けている場合、その競技会の成績に基づく支払いや報酬を提供する契約や合意には規則3が適用される。

しかし、報酬がアマチュアプレーヤーが資金援助(スポンサード)を受けている会社がスポンサーあるいは主催者となっているイベントでの成績の一部にだけ基づいている場合、規則3の賞の限度額は適用されない。

・ 例えば、アマチュアゴルファーのオーダー・オブ・メリットの順位やポイントリストで の順位、あるいはトップ5やトップ10フィニッシュの回数に基づくシーズンを通じたボーナスを規定している契約や合意は認められ、たとえその達成が資金援助(スポンサー

ド)を受けている会社がスポンサーや主催者であるイベントで獲得したポイントを含んでいたとしても、規則3の賞の限度額の制約を受けない。

アマチュアゴルファーが参加している競技会のスポンサーや主催者ではない会社から資金援助 (スポンサード) を受けている場合、その競技の成績に基づく支払いや報酬を提供する契約や合意に規則3は適用されない。

(2024 年 12 月更新)

【この件に関するお問合せ先】 rules_info@jga.or.jp JGA 事務局規則部

以上